

新たな道路占用関連システムの運営主体を公募します

1. 趣旨

国土交通省では、道路管理者及び公益事業者双方の業務の高度化・効率化を図るため、道路管理者及び公益事業者の一定の負担のもとで、新たな道路占用関連システム（国が開発しているオンラインによる道路占用申請システム、占用物件等のデータベースによる一元管理システム、道路工事調整システムからなるシステム）を運用することを検討しています。

令和8年度からのさいたま市での運用開始を見据えて、今回、新たな道路占用関連システムの運用を実施する運営主体を公募します。

2. 公募期間

令和7年6月17日（火）から令和7年7月16日（水）まで

3. 公募要件

- 公平性・公益性の観点から、道路交通の安全と円滑その他道路管理の向上を図ることを目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であること。
- 新たな道路占用関連システムを運営する業務の実施に関する職員、設備その他業務を実施する体制が、業務の一元的かつ効率的な実施のために適切なものであること
- 新たな道路占用関連システムの運営に関する業務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
- 業務の実施状況の開示、個人情報の保護その他業務の公正な実施を確保するための措置が適正に行われるものであること
- 占用事業者の占用物件等の機密性の高い情報を取り扱うシステムのため、機密保持契約の実績のある機関であること
- 物件管理及び工事調整のシステムを含めた新たな道路占用関連システムの環境を用意できること

※ 運営主体に選定された後に、当該システムの運用に関する業務を適切に実施できる準備をする必要があります。

（必要となる各種規定整備、利用料金の策定、参加者との契約、参加者の問合せ対応、システム保守対応等）

【問い合わせ先】

国土交通省道路局路政課道路利用調整室 山本、四戸

電話：03-5253-8111（内線 37364） 直通：03-5253-8481 mail:shinohe-h22aamlit.go.jp
（h22aa の後ろに@を入れてください）